

323 穂積家の寄附

〔『法学新報』第22卷11(259)号 大正元年12月1日〕

○穂積家の寄附 故法学博士穂積八束氏の令息穂積重威氏は故博士不幸の際に於ける供物の返礼を廢し去月二十三日の五十日祭日を以て金參百円を中央大学に其他東京帝国大学法科大学、東京市養育院、婦人共立育児会等に寄附金を為したるか中央大学に於ては故人の記念として之を奨学資金に充つることと為したり